

令和 7 年 度

事 業 計 画 書

自：令和 7年 4月 1日

至：令和 8年 3月 31日

社会福祉法人

宜野座村社会福祉協議会

# 令和7年度 宜野座村社会福祉協議会事業計画書

## 1. 基本理念

一人ひとりが「けーとうねー」から始める、

ふれあい・支え合うむらづくり

## 2. 基本方針

今日の社会福祉をめぐっては、急速に進む少子高齢化の進行や単身世帯の増加、所得格差の拡大、家庭形態の変化や地域社会における相互扶助機能の低下等を背景に、生活困窮者の増加や子どもの貧困、虐待、社会的孤立、8050問題、ヤングケアラーなどの複合的な福祉課題・生活課題が大きな社会問題となっています。

我々宜野座村においても、前述した課題を抱え、日常的な見守りや生活支援を必要とする人が数多く存在します。

さらに、近年では相次ぐ自然災害へ備えた対策なども急がれています。

昨年、沖縄県では沖縄本島北部地域を中心に降り続いた大雨により、川の氾濫による、床上浸水、土砂災害被害などが発生し、生活道路が寸断するなど生活に大きな影響が生じました。本会職員もいち早く被災地に応援に赴き、支援活動を行いました。

そして、昨年元旦には、石川県能登半島を震源とする「令和6年能登半島地震」が発生し、地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、被災者の多くが生命又は心身に重大な危害を受けており、現在も、過酷な生活環境下に身を置かれている被災者が多くいます。

宜野座村内においても、今後も発生が想定される、巨大台風や地震に備え、連携した平時、災害時の支援体制構築が急がれています。

こうした現状の中、国においては「地域共生社会の実現」に向けて、平成28年（2016）年度に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を厚生労働省に設置しました。また、令和3年（2021）年4月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の在り方として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

また、全国社会福祉協議会においては、「社会福祉協議会 基本要項 2025（仮称）」の策定が行われています。市区町村社協は、この30年間に職員数や予算規模が急拡大し、特に近年の地域福祉の政策化・施策化の進展により、社協が果たす役割はますます広がっています。

このような状況を踏まえ、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据えながら、これから目指すべき社協の姿を検討してまいります。

さらに、沖縄県社会福祉協議会においては、県内の福祉関係団体と共に「地域の人々が明るいネットワークを築き、支え合う社会」の実現を目指して「THANKS（サンクス）運動」を実施しています。

本会においては、「第4次宜野座村地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）」を主軸とし、本計画の進捗状況を注視しながら、必要に応じて中間見直しを実施するとともに本計画に沿った事業推進に努めているところです。今年度においても、地域の人々が明るく支え合う THANKS（サンクス）運動の視点で、関係機関と連携し、地域共生社会における自助・共助・互助を重視した包括的な支援体制整備に取り組み、今後の更なる地域福祉の推進を目指していきます。

今年度の本会の事業運営については、以下の基本方針を踏まえ実施してまいります。

介護保険事業（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）の運営にあたっては、介護保険制度改正に対応し、利用者の意思及び人格を尊重すること、常に利用者の立場に立った個々のニーズに応じた福祉サービスを行うことを基本に、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図りつつ、要介護状態などの心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において、自身の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等と綿密に連携し、更なる事業所のサービスの質の向上・充実強化を図ってまいります。また、介護保険以外の高齢者向け福祉サービスとして宜野座村より受託している外出支援事業や軽度生活援助事業も、引き続き事業を継続し、外出する際の送迎サービスや軽度な日常生活上の家事援助サービスを提供します。さらに、今年度は、接遇面での研修や介護・看護・機能訓練技術面の研修参加を増やし、更に職員の事故対応、防止や再発防止等に向けて資質向上に励みます。

障害福祉サービス事業（就労・地域活動支援センター）においては、就労継続支援 B 型事業所運営としては、「利用者自らの通所により、継続就労や団体行動を通じ、在宅で自立した日常生活を営むことが出来るよう、資源ゴミ収集作業、ベビーリーフ袋詰め作業、生産・販売活動（EM 石鹼・手工芸・門松・しめ縄・農作物・石焼き芋等の就労）の機会その他の活動の機会を通じた、知識及び能力向上の為に必要な訓練を実施するとともに、地域との結びつきを重視し利用者の所在する市町村、その他の障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めます。更に今年度も引続き、「農家×福祉・福祉×観光」の取組みを行い、農家よりウコンひげとり作業の依頼を受け、試用期間を得て実用作業を実施しています。又、宜野座村の PR に繋がる製品の提供・開発や観光客の受入れ等にも貢献し、より多くの村民に選んで頂ける施設を目指してまいります。

宜野座村委託事業として実施しております地域活動支援センター運営においては、今後も、日中の活動の場としての機能がより求められることから、引き続き、地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立しがちな障がいのある方へ、創作活動、生産活動を通して、生きがいつくりや日中の居場所づくりの場を提供し、社会参加の意欲向上に努めます。

更に、昨年より、視覚障がい者を対象に「ゆんたく会」を開催し、障がい者同士の情報の場の提供を通じ、輪を広げる活動を展開してまいります。

宜野座村委託事業として実施しております移動支援事業の運営としては、屋外での移動が困難な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者等に対して、外出のための支援を行う事により、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事を目的として支援してまいります。

そして、本会の要であります、法人運営・地域福祉活動にあたっては、まず、昨年度、宜野座村役場が地域支援事業（包括的支援事業）の生活支援体制整備事業において立ち上げた、第 2 層協議体の事業を社協と宜野座村役場担当課と連携し、地域住民と協働で様々な話題を通して、地域全体を見据えた未来予想図を描いているところです。

また、近年、平時からの防災・減災を踏まえた、村全体での大規模災害に備えた体制構築の考え方が求められていることから、災害ボランティアセンターの設置運営や BCP（事業継続計画）については、BCP が策定を完了し、災害時に向けて平時からの取組みを実施してまいります。

さらに、住民同士のつながりの再構築・住民同士の支え合いの強化を目的として、住民同士が気兼ねなく、楽しく交流できる居場所として、各区

での「ふれあい食堂事業」が開始されました。進捗状況を注視しながら、より良い事業を目指します。

又、各区にて地域福祉懇談会を約19年ぶりに開催し、社協業務、事業の紹介を実施しております。今後も地域住民へ社協の活動を通して、社協が果たす役割をお伝えしていきたいと思っております。

このような、新規の事業を地域で展開し、村民のみなさまに理解・応援して頂くためにも、今年度はより精力的に、行政、福祉・医療・保健施設、団体・ボランティア・NPO 団体等の関係機関と連携・協働し、すべての村民のみなさまが自助・公助・共助を意識した「地域全体で助け合える環境づくり」に取り組む、今後もより一層、社会福祉法人としての公益的な活動の推進、地域福祉の発展を目指します。

### 3. 基本目標

- (1) 福祉について知らせよう・気づかせよう
- (2) みんなが支え合える地域力を高めよう
- (3) 一人ひとりの自立と安心した暮らしを支えよう
- (4) 地域福祉を進めるための基盤強化

### 4. 基本計画

- (1) 福祉について知らせよう・気づかせよう
  - ①広報啓発活動の充実
    - ・ 福祉啓発期間における啓発活動の推進
    - ・ イベントにおける理解啓発の推進
    - ・ 広報活動の充実
    - ・ 社協のしおり（パンフレット）の作成・配布の実施
    - ・ 感謝の集い・七月遊びぬ集いの開催
    - ・ 行政と連携した障がい者差別解消の啓発の推進
  - ②福祉教育の推進
    - ・ ボランティア活動協力校指定事業の推進
    - ・ 学校と連携した福祉教育の推進
- (2) みんなが支え合える地域力を高めよう
  - ①地域で支え合う仕組みづくりの推進
    - ・ 地区ミニデイサービスへの協力・支援
    - ・ 住民参加の福祉活動の仕組みづくり（第2層協議体の運営への協力）
    - ・ 赤い羽根共同募金運動の推進
    - ・ 歳末助けあい募金運動の推進
    - ・ 宜野座村社会福祉協議会ふれあい食堂事業の運営
    - ・ サロン活動の推進

②ボランティア活動の充実

- ・ ボランティアに関する情報提供の充実
- ・ ボランティア活動の推進
- ・ ボランティアコーディネーターの確保
- ・ ボランティアセンターの運営・災害ボランティアセンターの運営
- ・ ボランティア交流会の実施

③福祉関係団体の活動支援の推進

- ・ 宜野座村民生委員児童協議会の活動支援
- ・ 子育て支援ていんの会・障がい者家族会（ひるぎの会）の育成支援
- ・ 母子寡婦福祉会の育成支援
- ・ 老人クラブ連合会の活動支援

(3) 一人ひとりの自立と安心した暮らしを支えよう

①福祉課題の把握と相談支援の充実

- ・ 関係機関等との連携
- ・ 地域福祉懇談会の開催
- ・ 相談窓口の周知強化
- ・ 相談支援の充実
- ・ 法律相談の推進
- ・ 家庭内 DV への対応支援
- ・ 重層的支援体制整備事業の導入検討

②自立生活支援の充実

- ・ 福祉用具無償貸与事業の推進
- ・ 生活福祉資金の貸付の推進（委託）
- ・ 子どもの貧困対策の実施
- ・ 歳末助けあい募金配分の推進
- ・ 障害福祉サービスの推進
- (居宅介護事業・就労継続支援 B 型事業)
- ・ 地域活動支援センター事業の推進（委託）
- ・ 要介護老人等外出支援サービス事業の推進（委託）
- ・ 軽度生活支援事業の推進（委託）
- ・ 食料支援事業の推進
- ・ 法外援護事業の推進
- ・ 介護サービス等の提供の推進

(居宅介護支援事業・通所介護事業・介護予防通所介護事業・訪問介護事業・介護予防訪問介護事業)

- ・日常生活自立支援事業の推進（委託）
- ・移動支援事業の推進（委託）
- ・福祉有償運送事業の推進
- ③災害時避難支援体制の充実
  - ・災害接近時の避難行動要支援者の避難支援の推進
  - ・避難行動要支援者名簿更新への協力
  - ・福祉避難所の管理運営の充実
  - ・要支援者への防災意識の啓発推進
  - ・BCP（事業継続計画）の推進

#### （４）地域福祉を進めるための基盤強化

- ①経営基盤の強化
  - ・理事会の推進
  - ・評議員会の推進
  - ・監査の推進
  - ・評議員選任・解任委員会の設置
  - ・委員会の運営
  - ・情報の開示・個人情報保護
- ②財政基盤の強化
  - ・会員の確保推進
  - ・共同募金・チャリティー事業の推進
  - ・経営事業の収益性の維持向上の推進
  - ・公費財源の確保推進
- ③事務局体制の強化
  - ・地域福祉推進体制の強化
  - ・事業等推進体制の強化
  - ・業務連絡会・管理者会議の開催
  - ・経営事業の適切な運営の推進
  - ・職員の資質向上
- ④拠点施設の管理運営
  - ・地域福祉センターの管理運営
  - ・障害者福祉センターの管理運営